

1945年インドネシア共和国憲法

1945年8月17日制定・施行

1999年10月19日第1次改正制定・施行

2000年8月18日第2次改正制定・施行

2001年11月9日第3次改正制定・施行

2002年8月10日第4次改正制定・施行

前文

独立はすべての民族の権利である。したがって、人道主義と公正にもとる植民地主義は、必ず一掃されなければならない。

インドネシアの独立闘争は、その国民を独立、統一、主権、公正および繁栄あるインドネシア国独立の門前へつつがなく導いた栄光ある時期に達した。

全智全能のアッラーの祝福を受けて、自由な民族的生存を享受せんとする崇高な熱望やみがたく、インドネシア国民はここに独立を宣言する。

さらに、インドネシア全民族と全国土を守るインドネシア国政府を樹立し、公共の福祉を増進し、国民生活の水準を高め、かつ独立、恒久平和および社会的公正に基づく世界秩序の建設に参加するため、ここにインドネシア民族の独立を、唯一至高なる神、公正で文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義、およびインドネシア全国民に対する社会的公正を具現化することに基礎をおく、主権在民の共和政体をもつインドネシア国憲法のなかに規定する。

第1章 政体および主権

第1条

- (1) インドネシア国は共和制をとる単一国家とする。
- (2) 主権は人民に存し、憲法に基づき行使される。
- (3) インドネシアは法治国家である。

第2章 国民協議会

第2条

- (1) 国民協議会は国民議会議員および法律によって定める規則により、総選挙により選

出された国民議会議員および地方代表議会議員により構成される。

- (2) 国民協議会はすくなくとも 5 年に 1 回首都において開催する。
- (3) 国民協議会の議決はすべて多数決による。

第 3 条

- (1) 国民協議会は憲法を制定し、国策の大綱を決定する。
- (2) 国民協議会は、大統領および副大統領を任命する。
- (3) 国民協議会は、憲法に基づいてのみ、その任期中に大統領および副大統領を罷免することができる。

第 3 章 統治権

第 4 条

- (1) インドネシア共和国大統領は憲法の定めるところにより統治権を掌握する。
- (2) 大統領はその職務の遂行に当たり 1 名の副大統領の補佐をうける。

第 5 条

- (1) 大統領は、国民議会に法案を提出する権限を有する。
- (2) 大統領は法律を実施するため政令を制定する。

第 6 条

- (1) 大統領候補および副大統領候補は、出生時においてインドネシア国籍を有したものでなければならず、自己の意思により他の国籍を取得したことおよび国家を裏切ったことがなく、かつ、大統領および副大統領としての職務および義務を執行するために心身とともに健康でなければならない。
- (2) 大統領および副大統領の資格要件は、法律によりさらにこれを定める。

第 6A 条

- (1) 大統領および副大統領は、これを一組として、人民が直接選出する。
- (2) 総選挙に参加する政党または政党連合は、総選挙の実施前に、一組の大統領および副大統領を提案する。
- (3) 一組の大統領候補および副大統領候補は、総選挙において 50 パーセント以上の票を獲得し、かつインドネシアにおける全州の少なくとも半分以上の州において最低 20 パーセントの票を得た場合に、大統領および副大統領に任命される。
- (4) 一組の大統領候補および副大統領候補が前項の選出要件を満たさない場合、総選挙に

において第 1 位および第 2 位の票を獲得した候補の組が人民による直接投票に付され、最も多くの票を獲得した候補の組が大統領および副大統領に任命される。

(5) 大統領および副大統領の選出に関する方法は、法律により更にこれを定める。

第 7 条

大統領および副大統領の任期は 5 年とし、その後 1 期のみ同一の職に再選されることのできる。

第 7A 条

国民協議会は、国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為が証明されたとき、または大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないことが証明されたときは、国民議会の提案に基づき、大統領または副大統領を任期中に罷免することができる。

第 7B 条

(1) 国民議会は、事前に憲法裁判所に対して、大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為に及んだとする国民議会の意見、または大統領若しくは副大統領が大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないとする国民議会の意見につき審査、判断および決定を行うことを求めた場合にのみ、国民議会に対し、大統領または副大統領の罷免提案を提出することができる。

(2) 大統領若しくは副大統領が当該の法律違反を行ったとする国会の意見または大統領若しくは副大統領たる要件を具備していないとする国民議会の意見は、国民議会の国政監督機能の発現である。

(3) 憲法裁判所に対する国民議会の要請は、全国民議会議員の 3 分の 2 以上が出席する本会議において、出席した国民議会議員の 3 分の 2 以上の賛成によってのみ行うことができる。

(4) 憲法裁判所は、国民議会の要請を受理してから 90 日以内に、当該国民議会の意見につき、可能な限り公正に審理、判断および決定を行う義務を負う。

(5) 憲法裁判所が、大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り、汚職、贈収賄、その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為に及んだと決定した場合、または大統領若しくは副大統領が、大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないと決定した場合、国民議会は、国民協議会に対する大統領または副大統領の罷免提案を採択

するために本会議を召集する。

(6) 国民協議会は、前項の国民議会の提案を受理してから 30 日以内に、同提案を採決するための会合を召集しなくてはならない。

(7) 大統領または副大統領の罷免提案に関し、国民協議会が行う罷免の決定は、国民協議会本会議において説明を行う機会を大統領または副大統領に与えた後、全国民協議会議員の 4 分の 3 以上が出席する国民協議会本会議において、出席した国民協議会議員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 7C 条

大統領は、国民議会を停止または解散することはできない。

第 8 条

(1) 大統領がその在任中に死亡、辞職またはその職務の遂行ができなくなった場合は、その任期満了まで副大統領がこれに代わる。

(2) 副大統領が欠員となった場合、60 日以内に、国民協議会は大統領の提案する 2 名の候補者から副大統領を選出するための会合を召集する。

(3) 大統領および副大統領が、その在任中に共に死亡、辞職またはその職務の遂行ができなくなった場合は、外務大臣、内務大臣および国防大臣が共同で、大統領職務の執行者となる。その後、3 ヶ月以内に、国民協議会は、直前の総選挙において第 1 位および第 2 位の票を獲得した大統領および副大統領の候補の組を提示していた政党または政党連合の推薦する二組の大統領および副大統領副大統領候補から、残りの任期についての大統領および副大統領を選出するための会期を召集する。

第 9 条

(1) 大統領および副大統領は就任に先だち、国民協議会、または国民議会において衷心より次の如き宗教に従った宣誓または誓約を行なう。

大統領（副大統領）宣誓

「神の名において、私はインドネシア共和国大統領（副大統領）の職務をできるかぎり最善かつ最も公正に遂行し、憲法を厳格に遵守し、すべての法律および規則を最も正しく執行し、祖国と民族に奉仕することを宣誓する。」

大統領（副大統領）誓約

「私はインドネシア共和国大統領（副大統領）の職務をできるかぎり最善かつ最も公正

に遂行し、憲法を厳格に遵守し、すべての法律および規則を最も正しく執行し、祖国と民族に奉仕することを衷心より約束する。」

- (2) 国民協議会または国民議会が開会できない場合は、大統領および副大統領は最高裁判所長官の同席のもと、国民協議会議長団の面前で宗教に従った宣誓または衷心からの誓約を行う。

第 10 条

大統領は陸、海、空軍の最高指揮権を掌握する。

第 11 条

- (1) 大統領は国民議会の同意を得て、他国にたいする宣戦の布告、講和および条約の締結を行なう。
- (2) 大統領は、国家財政の負担に関連して、人民の生活に広範かつ根本的な結果をもたらす国際条約、または法律の改正若しくは制定を義務づけるその他の国際条約を締結する場合、国民議会の承認を得なければならない。
- (3) 国際条約に関する規定は、法律により更にこれを定める。

第 12 条

大統領は緊急事態宣言を行なう。緊急事態の要件およびその招来する結果については法律によってこれを定める。

第 13 条

- (1) 大統領は、外交使臣を任命する。
- (2) 大統領は、大使を任命するに際して国民議会の意見に留意する。
- (3) 大統領は、国民議会の意見に留意しつつ、外国の大使を接受する。

第 14 条

- (1) 大統領は、最高裁判所の意見に留意しつつ、赦免および復権を行なう。
- (2) 大統領は、国民議会の意見に留意しつつ、恩赦および刑の破棄を行う。

第 15 条

大統領は、法律の定める称号、勲章およびその他の荣誉賞を授与する。

第 16 条

- (1) 大統領は、法律の定めるところに基づき、大統領に助言または意見を与える職務を有する諮問会議を設置する。
- (2) 諮問会議は大統領の諮問に答申する義務を有し、政府に勧告を行なう権限を有する。

第5章 内閣

第17条

- (1) 大統領は国務大臣の補佐をうける。
- (2) 国務大臣は、大統領がこれを任命および罷免する。
- (3) 各国務大臣は、行政における特定の業務を担当する。
- (4) 省の設置、変更および廃止は、法律によりこれを定める。

第6章 地方行政

第18条

- (1) インドネシア共和国単一国家は、州に分かれる。州は、県および市に分かれる。各州、県、および市は地方政府を有し、法律によりこれを定める。
- (2) 州政府、県政府、および市政府は、自治の原則および支援供与の任務に従って、行政業務を整え、自ら執行する。
- (3) 州政府、県政府、および市政府は、地方議会を有し、その議会の議員は総選挙によってこれを選ぶ。
- (4) 州政府、県政府、および市政府のそれぞれの長である州知事、県知事、および市長は、民主的な方法でこれを選ぶ。
- (5) 地方政府は、法律によって中央政府の所轄と定められた行政業務を除き、可能な限りの広範な自治を行う。
- (6) 地方政府は、自治と支援供与の任務を行うために地方政令およびその他の規定を制定する権限を有する。
- (7) 地方政府の組織および運営方法は、法律によりこれを定める。

第18A条

- (1) 中央政府と州政府、県政府および市政府の間の権限関係、または州、県、および市の間の権限関係は、地方の特色および多様性に配慮して、法律によりこれを定める。
- (2) 中央政府と地方政府の間の財政、公共サービス、天然資源およびその他の資源の利用に関する関係は、法律の基づいてこれを平等に公平に実行する。

第18B条

- (1) 国家は、特別または特殊な性格をもつ地方政府の単位を認め、尊重し、法律によりこ

れを定める。

- (2) 国家は、現存しており、社会の発展およびインドネシア共和国単一国家の原則に一致するかぎり、慣習法社会の単一性およびその伝統的諸権利を認め、尊重し、法律によりこれを定める。

第7章 国民議会

第19条

- (1) 国民議会議員は、総選挙でこれを選ぶ。
- (2) 国民議会の構成は、法律によりこれを定める。
- (3) 国民議会は、少なくとも1年に1回会議を開催する。

第20条

- (1) 国民議会は、法律を制定する権限を有する。
- (2) すべての法律案は、国民議会と大統領がこれを審議し、双方の昇任を得る。
- (3) 法律案が双方の承認を得られなかった場合、同法律案を同じ会期中の国民議会に再び上程することはできない。
- (4) 大統領が双方の承認を得た法律案を認証することで、同法律案は法律となる。
- (5) 法律案が双方の承認を得ているにもかかわらず、当該法律案が承認されてから大統領が30日以内に認証しない場合、当該法律案は公式に法律となり、法律として制定されなければならない。

第20A条

- (1) 国民議会は、立法機能、予算機能、監督機能を有する。
- (2) 国民議会は、諸機能を実行する際に、この憲法の他の条文に定められている権限に加えて、質問権、国政調査権、および意見表明権を有する。
- (3) すべての国民議会議員は、この憲法の他の条文に定められている権限に加えて、質問提出、提案および意見表明権、および刑事免責権を有する。
- (4) 国民議会の権限および国民議会議員の権利に関するより詳細な規定は、法律によりこれを定める。

第21条

国民議会議員は法律案を上程する権利を有する。

第22条

- (1) 緊急の事態において、大統領は、法律に代わる政令を制定することができる。
- (2) この政令は、次の会期で国会の承認を経なければならない。
- (3) 国会がこの政令に承認を与えない場合、この政令は無効となる。

第 22A 条

法律の作成方法に関するより詳細な規定は、法律によりこれを定める。

第 22B 条

国民議会議員は、罷免されることがある。その要件および方法は、法律によりこれを定める。

第 7A 章 地方代表議会

第 22C 条

- (1) 地方代表議会議員は、総選挙により各州より選出される。
- (2) 各州より選出される地方代表議会議員の数は同数であり、かつ地方代表議会議員の総定数は、国民議会議員定数の 3 分の 2 を超えないものとする。
- (3) 地方代表議会は、少なくとも 1 年に 1 回召集する。
- (4) 地方代表議会の構成および地位は、法律によりこれを定める。

第 22D 条

- (1) 地方代表議会は、国民議会に対し、地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大および合併、天然資源およびその他の経済的資源の管理に関連する法案並びに中央と地方の間の財政配分に関連する法案を提出することができる。
- (2) 地方代表議会は、地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大および合併、天然資源およびその他の経済的資源の管理に関連する法案並びに中央と地方の間の財政配分に関連する法案の審議に参加し、かつ国家予算並びに租税、教育および宗教に関連する法案について、国民議会に意見を述べる。
- (3) 地方代表議会は、地方自治、中央と地方の関係、地方自治体の設置、拡大および合併、天然資源およびその他の経済的資源の管理、国家予算並びに租税、教育および宗教に関連する法律の執行を監視し、かつ引き続き今後も措置が採られるべき参考資料として国民議会にその監視結果を提出する。

第 7B 章 総選挙

第 22E 条

- (1) 総選挙は、直接、普通、自由、秘密、誠実かつ公正に 5 年ごとに行う。

- (2) 総選挙は、国民議会議員、地方代表議会議員、大統領および副大統領並びに地方議会議員を選挙するために行う。
- (3) 国民議会議員および地方議会議員を選挙するための総選挙へ参加するのは、政党である。
- (4) 地方代表議会議員を選挙するための総選挙には、個人が立候補する。
- (5) 総選挙は、全国において、常設かつ独立した一つの総選挙委員会が運営する。
- (6) 総選挙に関しては、法律により更にこれを定める。

第 8 章 財政

第 23 条

- (1) 国家の財政運営を具体化する国家予算は、毎年法律により定め、人民の最大限の繁栄のために、公開され、かつ責任を持って執行されるものとする。
- (2) 国家予算案は、地方代表議会の意見に留意しつつ、国民議会と共同で討議するため、大統領がこれを提出する。
- (3) 国民議会が大統領提出に係る国家予算案に同意しないときは、政府は前年の国家予算を執行する。

第 23A 条

租税および国家の必要に充てるための強制的なその賦課は、法律によりこれを定める。

第 23B 条

貨幣の種類および価値は法律によりこれを定める。

第 23C 条

その他国の財政に関する事項は法律によりこれを定める。

第 23D 条

国は一つの中央銀行を設置し、その地位、権限、責任および独立性は法律によりこれを定める。

第 8A 章 会計検査院

第 23E 条

- (1) 国家財政の管理および責任を監査するため、自由かつ独立した会計検査院を設置する。
- (2) 国家財政の監査結果は、その権限に基づき、国民議会、地方代表議会および地方議会

に提出する。

- (3) 前項の監査結果について、代表体または機関は法律に基づき取り扱う。

第 23F 条

- (1) 国民議会は、地方代表議会の意見に留意して会計検査院の構成員を選出し、大統領がこれを承認する。
- (2) 会計検査院の長は、構成員の互選により選出する。

第 23G 条

- (1) 会計検査院は、国の首都に所在し、各州に代表部を置く。
- (2) 会計検査院に関する規則は、法律により更にこれを定める。

第 9 章 司法

第 24 条

- (1) 司法権は、法と正義の実現のために裁判を行う独立した権力である。
- (2) 司法権は、一つの最高裁判所、その管轄下にある通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所および行政裁判所並びに一つの憲法裁判所がこれを行行使する。
- (3) 司法権に関する機能を有するその他の機関については、法律によりこれを定める。

第 24A 条

- (1) 最高裁判所は、破毀審の裁判を行い、法律より下位にある法令の法律に対する審査を行う権限を有し、かつ法律の付与するその他の権限を有する。
- (2) 最高裁判所判事は、法分野における専門性および経験を有し、高潔無私かつ公正な人格を有するものでなければならない。
- (3) 最高裁判所判事候補は、国民議会の同意を得るために、司法委員会が国民議会に提案した後、大統領が最高裁判所判事として任命する。
- (4) 最高裁判所長官および副長官は、最高裁判所判事の中から、最高裁判所判事の互選により選出する。
- (5) 最高裁判所およびその管轄下の裁判体の構成、地位、資格および手続きは法律によりこれを定める。

第 24B 条

- (1) 司法委員会は、独立機関として、最高裁判所判事の任命を提案する権限並びに裁判官の名誉、尊厳および行為を擁護し、かつ実現するためのその他の権限を有する。

- (2) 司法委員会委員は、法分野における知識および経験を有し、高潔無私な人格を有するものでなければならない。
- (3) 大統領は、国民議会の同意に基づき司法委員会委員を任免する。
- (4) 司法委員会の構成、地位および委員の資格は、法律によりこれを定める。

第 24C 条

- (1) 憲法裁判所は、初審かつ最終審として裁判を行い、その決定は、憲法に対して法律を審査し、憲法に基づきその権限を付与された国家機関の権限に関する紛争、政党の解散および総選挙の結果に関する紛争につき決定をなし、同決定は終局的なものとなる。
- (2) 憲法裁判所は、憲法に基づき、大統領または副大統領の違反行為への疑いに関する国民議会の意見について決定を行う義務を負う。
- (3) 憲法裁判所は、最高裁判所、国民議会および大統領がそれぞれ 3 人の憲法裁判所判事を提案し、大統領が決定する 9 人の判事で構成される。
- (4) 憲法裁判所の長官および副長官は、憲法裁判所判事の互選により選出される。
- (5) 憲法裁判所判事は、憲法および国家行政に精通し、高潔無私かつ公正で、愛国的な人格を有するものでなければならない、かつ国家上級公務員を兼任してはならない。
- (6) 憲法裁判所判事の任免、その他の手続き並びに憲法裁判所に関するその他の規定は、法律によりこれを定める。

第 25 条

裁判官の任免に関する事項は法律をもってこれを定める。

第 9A 章 国家領域

第 25E 条

インドネシア共和国単一国家は、群島の特徴をもつ一つの群島国家である。その領域の境界および諸権限は法律によりこれを定める。

第 10 章 国民

第 26 条

- (1) 国民とは土着のインドネシア人および法律により国民と認められたその他の住民をいう。
- (2) 住民とは、インドネシア国民およびインドネシアに居住する外国人である。

(3) 国民および住民に関する事項は、法律によりこれを定める。

第 27 条

- (1) すべての国民は、法と行政において平等に地位を有し、すべての法律を遵守する義務を有する。
- (2) すべての国民は、人間としてふさわしい職業と生活を営む権利を有する。
- (3) すべての国民は、国家擁護の努力に参加する権利と義務を有する。

第 28 条

結社および集会の自由、口頭および書面その他による思想表現の自由は法律でこれを定める。

第 10A 章 基本的人権

第 28A 条

何人も生きる権利を有するとともに、生命および生存保持の権利を有する。

第 28B 条

- (1) 何人も合法的な婚姻によって家族を形成し、子孫を残す権利を有する。
- (2) すべての児童は、生命の維持、成長、および発達の権利を有し、暴力および差別から保護される権利を有する。

第 28C 条

- (1) 何人も、基本的な必要を満たすことで自身を成長させる権利を有し、生活の質の向上と人類の繁栄のために、教育を受け、科学技術、芸術、および文化の恩恵にあずかる権利を有する。
- (2) 何人も、社会、国民、および国家の開発のために共同して諸権利を獲得するために闘争し、自らを増進させる権利を有する。

第 28D 条

- (1) 何人も公平な法の承認、保障、保護、および法の確実性を得る権利を有し、法の前で平等に扱われる権利を有する。
- (2) 何人も勤労の権利を有し、労働関係において公平で適切な報酬と扱いを受ける権利を有する。
- (3) すべての国民は、行政において平等の機会を得る権利を有する。
- (4) 何人も国民の身分を持つ権利を有する。

第 28E 条

- (1) 何人も、自由に宗教に帰依しその宗教に従って宗教上の行為を行い、自由に教育と教義を選び、自由に職業を選び、自由に国籍を選び、自由に国家の領域の中で居住する場所を選び、移転し、また戻ってくる権利を有する。
- (2) 何人も、良心に従って、信条の自由、思想および態度を表明する自由の権利を有する。
- (3) 何人も、結社、集会および意見表出の自由の権利を有する。

第 28F 条

何人も、個人および社会環境の発展のために意思伝達し情報を取得する権利を有し、利用可能なすべての手段を使って情報を探し、取得し、所有し、保管し、加工し、伝達する権利を有する。

第 28G 条

- (1) 何人も、自己、家族、名誉、尊厳、および権利の及ぶ所有物を保護する権利を有し、基本的権利を成す行為をする、またはしないために脅迫から保護され安心感を得る権利を有する。
- (2) 何人も、拷問および人間の尊厳を傷つけるような扱いから自由である権利を有し、他国から政治的避難所を得る権利を有する。

第 28H 条

- (1) 何人も、肉体的精神的に安寧に生きる権利、および居住地を得て、良好で健康的な生活環境を得る権利を有し、かつ保健医療を受ける権利を有する。
- (2) 何人も、平等と公正を達成するために等しく機会と恩恵を得るための便宜と特別の取り扱いを受ける権利を有する。
- (3) 何人も、尊厳ある人間として自己の総体の発展を可能にする社会保障の権利を有する。
- (4) 何人も私的所有権を有し、当該所有権を何人によっても恣意的に移転されてはならない。

第 28I 条

- (1) 生存の権利、拷問を受けない権利、思想および良心の自由の権利、信仰の権利、奴隷的拘束を受けない権利、法の前で個人として認められる権利、および過去の法によって訴追されない権利は、いかなる状況においても制限されることのない基本的人権である。
- (2) 何人も、いかなる自由に基づく差別的な取り扱いからも自由である権利を有し、そのような差別的取り扱いからの保護を受ける権利を有する。

- (3) 文化的アイデンティティおよび伝統的社会的権利は、時代と文明の変化に合わせてこれを尊重する。
- (4) 基本的人権の保護、発展、確立、および充足は、国家、特に政府の義務である。
- (5) 民主的法治国家の原則にふさわしい基本的人権を確立し保護するために、基本的人権の実現は、これを法律により保障し、規定し、法規のなかに規定する。

第 28J 条

- (1) 何人も、社会、国民および国家を形成する既存の秩序のなかで、他人の基本的人権を尊重しなければならない。
- (2) 権利および自由を行使するために、何人も、他人の権利および自由を認め、尊重することを保障すること、および民主的社会における倫理、宗教的価値観、安全、および公共の秩序を考慮した公平な要求に応えることを目的とした法律に定められた制限に従わなければならない。

第 11 章 宗教

第 29 条

- (1) 国家は、全智全能の神に対する信仰に基礎をおく。
- (2) 国家はすべての国民にたいし信教の自由と、それぞれの宗教と信仰とにしたがって信徒としての義務を遂行する自由を保障する。

第 12 章 国家の防衛および治安

第 30 条

- (1) すべての国民は、国家防衛および治安努力に参加する権利と義務を有する。
- (2) 国家の防衛および治安の努力は、主要戦力としてのインドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察と、支援戦力としての国民が、全国民防衛・治安システムによってこれを遂行する。
- (3) インドネシア国軍は、国家の完全性および主権を防衛、保護、維持することを任務とする国家機構としての陸軍、海軍および空軍からなる。
- (4) インドネシア共和国国家警察は、社会の安全および秩序を保護する国家機構として、社会を保護、警備し、社会に奉仕するとともに、法を堅持する義務を負う。
- (5) インドネシア国軍およびインドネシア共和国国家警察の組織および地位、任務遂行の

際のインドネシア国軍とインドネシア共和国国家警察の権限関係、国家の防衛と治安の努力に国民が参加する際の条件、および防衛と治安に関する諸事項については、法律によりこれを定める。

第 13 章 教育および文化

第 31 条

- (1) すべての国民は教育を受ける権利を有する。
- (2) 政府は法律案を以て規制する国民教育制度の確立とその実施に努める。

第 32 条

- (1) 国家は、社会の価値観を保護し、かつ発展させることにおける市民の自由を保障しながら、世界文明におけるインドネシア国民文化を進歩させる。
- (2) 国家は、国民文化の富としての地方語を尊重し、かつ保護する。

第 14 章 国民経済体制および社会福祉

第 33 条

- (1) 経済は家族主義の原則にもとづく協同事業として組織する。
- (2) 国家にとり重要にして、かつ国民大衆の生活に影響をおよぼす生産部門は、国家がこれを管理する。
- (3) 土地と水およびそれらに内包する天然資源は、国家がこれを管理し、国民の福祉のため最大限にこれを利用する。
- (4) 国民経済体制は、共同性、公正な効率性、持続性、環境への配慮、自律性の原則および国民経済の進歩と統一の調和を維持し、経済民主主義に基づき運営される。
- (5) 本条の実施に関する規定は、法律により更にこれを定める。

第 34 条

- (1) 貧困者および孤児は国家がこれを保護する。
- (2) 国家は、全人民に対する社会保障制度を構築し、かつ人間の尊厳に基づき、弱い立場にあり、自助の困難な市民の地位を強化する。
- (3) 国家は、適切な保健福祉設備および一般福祉設備を提供する責任を負う。
- (4) 本条の実施に関する規定は、法律により更にこれを定める。

第 15 章 国旗、国語、国章、および国歌

第 35 条

インドネシアの国旗は紅白旗とする。

第 36 条

国語はインドネシア語とする。

第 36A 条

国章は、多様性の中の統一という標語をともなうガルダ・パンチャシラである。

第 36B 条

国歌は、インドネシア・ラヤである。

第 36C 条

国旗、国語、国章、および国歌に関するより詳細な規定は、法律によりこれを定める。

第 16 章 憲法の改正

第 37 条

- (1) 憲法条項の改正に関する提案は、国民協議会議員定数の 3 分の 1 以上がこれを提出したとき、国民協議会の議題とすることができる。
- (2) 憲法条項の改正に関するすべての提案は、書面により提出され、改正の提案される部分を、その理由と共に明示しなければならない。
- (3) 憲法条項を改正するために、国民協議会は、国民協議会議員定数の 3 分の 2 以上の定足数を満たさなければならない。
- (4) 憲法条項を改正する決議は、全国国民協議会議員の半数より 1 名以上多くの賛成によって行われる。
- (5) 単一のインドネシア共和国の国家形態に関しては、改正することはできない。

過渡規定

第 条

既存のすべての法令は、本憲法に基づき新たに定めのあるまで引き続き残存し効力を有する。

第 条

既存のすべての国家機関は、憲法の規定を実施する限りにおいて、かつ本憲法に基づき

新たに定めのあるまで、引き続き機能する。

第 条

憲法裁判所は、2003 年までに設置され、かつ設置されるまでそのすべての権限は最高裁判所がこれを行行使する。

付則

第 条

国民協議会は、2003 年の国民協議会会期に決議を行うために、暫定国民協議会決定および国民協議会決定の内容および法的地位に対する審査を行う任務を負う。

第 条

この憲法改正の決議により、1945 年インドネシア共和国憲法は、前文および各条項からなる。

出所：日本国際問題研究所インドネシア部会編『インドネシア資料集 上 1945～1959 年』日本国際問題研究所、1972 年、p.21.-p.25.

川村晃一「1945 年憲法の政治学」佐藤百合編『民主化時代のインドネシア』アジア経済研究所、2002 年、p.87.

島田弦「インドネシア共和国 1945 年憲法（仮訳）」法務省法務総合研究所国際協力部報『ICD News』第 10 号、法務省法務総合研究所国際協力部、2003 年、p.49.-p.60.

以上の資料から引用しつつ、適宜筆者が修正を加えた。